

習志野市農業委員会総会議事録

平成29年第4回習志野市農業委員会総会は平成29年4月14日（金曜日）
JA千葉みらい習志野支店2階会議室で開催した。

1. 開催時刻 午前9時00分

1. 委員の出欠席 17名中 14名出席 欠席 2名
※ 15番は欠番

委員氏名（網掛けは欠席委員）

1番 三代川 正夫	2番 三橋 喜左衛門	3番 三代川 彦博
4番 合間 正秋	5番 立崎 誠一	6番 伊東 壽
7番 三橋 武夫	8番 葛城 芳一	9番 相原 和幸
10番 伊藤 和彦	11番 飯生 良	12番 田久保 征夫
13番 小川 孝雄	14番 荒原 ちえみ	

会 長 廣瀬 博
会長職務代理者 飯生 正己

1. 議事録署名人 2番 三橋 喜左衛門 3番 三代川 彦博

1. 議案審議結果
上 程 1件 承 認 1件 不 承 認 0件 審 議 未 了 0件

1. 閉会時間 午前 11時30分

1. 付議事項

議案第1号 平成29年度習志野市農用地利用集積計画第2号（案）について

報告案件

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

<p>議 長</p>	<p>皆様、お早うございます。</p> <p>定刻になりましたので、只今より平成29年 第4回 習志野市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の欠席委員は7番、三橋 武夫委員・12番、田久保 征夫委員より欠席の報告をいただいています。</p> <p>よって2名の欠席者と 1名の欠員を含め17名中 14名の出席であり、本日の総会は成立いたしました。</p> <p>つぎに、議事録署名人について、 「習志野市農業委員会会議規則」第26条の規定により 議長より指名させていただきます。</p> <p>2番 三橋 喜左衛門委員 3番 三代川 彦博委員の両名を 指名いたしますので宜しく、お願いいたします。</p> <p>本日の議案の上程件数は1件でございますが、議案第1号は平成 29年度 習志野市農用地利用集積計画第2号（案）について審議 いたしますが、5件の継続申請を1つの議案としてまとめ審議する ものです。</p> <p>それでは、議案第1号「平成29年度 習志野市農用地利用集積計 画第2号（案）」について事務局より議案説明を求めます。</p> <p>なお、この議案第1号は、継続申請でございますが5名の方々から それぞれ申請が出ていますので、一括で議案朗読と説明を事務局よ りお願いします。また、利用集積の継続申請との事ですので、現地 調査報告は行っていません。従いまして、調査報告はありません。</p> <p>それでは、事務局お願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第1-1号</p> <p>平成29年度習志野市農用地利用集積計画第2号（案）について 下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づ き、市長より農用地利用集積計画第2号（案）の提出があったので 意見を求める。</p> <p>平成29年4月14日提出</p> <p>1 申請地の所在、面積 習志野市●●●丁目●●●●番 ●●●m²</p>

習志野市●●●丁目●●●番 ●●●m²

2筆合計 ●, ●●●m²

2 権利の内容

使用貸借権設定（3年間）

3 申請者住所、氏名

譲受人 習志野市●●●丁目●番●●号 ●● ●●

譲渡人 習志野市●●●丁目●●番●●号 ●● ●●

続きまして、参考資料の方、次ページをお願いいたします。

議案第1-1号参考資料 平成29年度習志野市農用地利用集積計画第2号（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、市長より農用地利用集積計画の提出があったので意見を求める。

申請者につきましては、●●●● ●●歳 農業、譲渡人は、●●●● ●●歳 無職でございます。

こちらにつきましては、利用権設定については3年間の使用貸借権設定の更新を行うものでございます。

期間は、平成29年5月7日より平成32年5月6日までの3年間といたします。

こちらは、ご家族で農業を継続して行うという事で、農機具等についても7番に記載してございます。また、3ページに今回継続する農地、申請地が出ておりますのでご覧いただければと思います。

続きまして、議案1-2号

4ページをお願いいたします。

平成29年度習志野市農用地利用集積計画第2号（案）について下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、市長より農用地利用集積計画第2号（案）の提出があったので意見を求める。

平成29年4月14日提出

1 申請地の所在、面積

習志野市●●●丁目●●●番● ●●●m²

2 権利の内容

使用貸借権設定（3年間）

3 申請者住所、氏名

譲受人 習志野市●●●丁目●●番●●号 ●● ●●

譲渡人 習志野市●●●丁目●番●●号 ●●● ●●

次ページをお願いいたします。

議案第1-2号、こちらの参考資料ですが、譲受人が●●●●さん●●歳で農業をやっていらっしゃる方です。譲渡人の方は●●●●●●さん●●歳無職です。こちらについても賃借料の支払いは無しということになっており、3年間の使用貸借権設定の更新を行うものでございます。期間は、平成29年5月7日より平成32年5月6日までの3年間といたします。こちらもご家族でやはり農業を継続してやっていらっしゃるという事で7番に農機具等の保有状況を記載してございます。次ページの6ページに今回継続する農地、申請地が出ておりますのでご覧いただければと思います。

続きまして7ページ

議案第1-3号

平成29年度習志野市農用地利用集積計画第2号（案）について下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、市長より農用地利用集積計画第2号（案）の提出があったので意見を求める。

平成29年4月14日提出

1 申請地の所在、面積

習志野市●●●●丁目●●●●番●●●●m²

2 権利の内容

使用貸借権設定（3年間）

3 申請者住所、氏名

譲受人 習志野市●●●●丁目●●番●●号 ●● ●●

譲渡人 習志野市●●●●丁目●●番●●号 ●● ●●

次のページをお願いいたします。参考資料ですが、譲受人●●●●●●さんにおかれましては、年齢●●歳、職業は農業、譲渡人●●●●●●さんにおかれましては、●●歳、職業は農業となっております。こちらについても賃借料の支払いはございません。権利につきましては、3年間の使用貸借権設定の更新を行うものでございます。期間は、平成29年5月7日より平成32年5月6日までの3年間といたしまして継続というかたちになります。こちらについてもご家族、ご本人と奥様、お子さんで農業を営んでいるという事で、7番に農機具の保有状況も記載されてございます。次ページの9ページに今回の申請地が記載されております。

続きまして10ページをお願いいたします。

議案第1-4号

平成29年度習志野市農用地利用集積計画第2号(案)について
下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、市長より農用地利用集積計画第2号(案)の提出があったので意見を求める。

平成29年4月14日提出

1 申請地の所在、面積

習志野市●●●丁目●●●番● ●, ●●●m²

習志野市●●●丁目●●●番● ●●●m²

習志野市●●●丁目●●●番 ●, ●●●m²

習志野市●●●丁目●●●番 ●, ●●●m²

4筆合計 ●, ●●●m²

2 権利の内容

使用貸借権設定(3年間)

3 申請者住所、氏名

譲受人 習志野市●●●丁目●●●番●号 ●●● ●●

譲渡人 習志野市●●●丁目●●番●●号 ●● ●●●

次ページ11ページをお願いいたします。参考資料になります。

譲受人●●●●●さん、●●歳、農業をやられている方です。譲渡人●●●●●さん、●●歳、こちらの方も農業です。こちらにつきましても賃借料の支払いはございません。権利につきましては3年間の使用貸借権設定の更新を行うものでございます。期間は、平成29年5月7日より平成32年5月6日までの3年間といたします。こちらもご家族で農業を営んでいるという事です。7番に農機具等の記載がございます。次ページ12ページ、13ページに今回の申請地が記載されておりますのでご覧ください。

続きまして、14ページをお開き願います。

議案第1-5号

平成29年度習志野市農用地利用集積計画第2号(案)について
下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、市長より農用地利用集積計画第2号(案)の提出があったので意見を求める。

平成29年4月14日提出

1 申請地の所在、面積

	<p>習志野市●●●丁目●●●番● ●●●m² 習志野市●●●丁目●●●番 ●, ●●●m² 習志野市●●●丁目●●●番 ●●●m² 3筆合計 ●, ●●●m²</p> <p>2 権利の内容 使用貸借権設定（3年間）</p> <p>3 申請者住所、氏名 譲受人 習志野市●●●丁目●●番●●号 ●● ●● 譲渡人 習志野市●●●丁目●●番●●号 ●● ●●</p> <p>次のページをお開きください。参考資料になります。 譲受人の●●●●さん、●●歳、農業を営んでいらっしゃいます。 譲渡人の●●●●さん、●●歳、こちらの方も農業です。 権利につきましては3年間の使用貸借権設定の更新を行います。 期間につきましては、平成29年5月7日より平成32年5月6日 までの3年間といたします。こちらにつきましてもご家族で農業を 営んでいらっしゃいます。7番に農機具の保有状況が記載されてご ざいます。次ページ、16ページに今回の申請地の記載がございま すのでご覧いただきたいと思ひます。</p> <p>以上、説明を終わります。</p> <p>議 長 はい。事務局ありがとうございました。 事務局長から補足説明はありますか？</p> <p>事務局長 それでは、今回、農用地利用集積計画という事で3年間の更新の提 案をさせていただきました。こちらは配布資料目次の中の6ページ に集積計画というものが右ページに載っております。 これは、農地法3条の許可を受けずに農地の貸し借りができるとい う法律でございます。 要件といたしましては、認定農業者または準ずる者に対して農地を 集めるといような制度でございます。こちらにつきましては、今 回で更新が4回目にあたると思ひます。今回は5件の申請がござい ました。以上です。</p> <p>議 長 はい。 この6ページ目の資料は非常良い資料なので目を通しておいてくだ</p>
--	---

	<p>さい、よろしくお願いします。</p> <p>●●担当の伊東壽委員、何か特別ありますか？あえてお伺いします。</p>
伊東壽委員	<p>今のお話のように5件とも●●ということなのですからけれども、畑を見ていまして皆さんきちんとやっているようなので、今回の更新は妥当だと思います。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>関連して、荒原委員何か特にありますか？</p>
荒原委員	<p>特にないです。</p>
議 長	<p>地図を見て、だいたい場所はわかりますね？</p>
荒原委員	<p>はい、わかります。</p>
議 長	<p>立崎委員、地図を見てだいたいわかりますね？</p>
立崎委員	<p>分かると思えば、わかります。</p>
議 長	<p>私も●●担当という事で、●●地区の皆さんには●●地区としては助かっています。</p> <p>なぜかという、畑を使っている方は高齢者の方だとか、旦那さんが亡くなったとかできないのではないかと、皆さんの利用集積で使ってもらわないとおそらく草ボウボウになってしまっているのではないかと、今回の4名の方については感謝を申し上げます。</p> <p>できれば3年と言わず5年くらいの継続をしてもらえると良いなと思います。よろしくお願いします。</p>
合間委員	<p>ちょっと質問があるのですが・・・。</p>
議 長	<p>はい、どうぞ、合間委員。</p>
合間委員	<p>この5件が出ているのですが、この中に納税猶予を受けている人はいないですか？</p>
議 長	<p>事務局長</p>

事務局長	はい。納税猶予を受けている人はいます。これは少し複雑なのですが。
合間委員	納税猶予がありませんと遑って税金を支払わなければなりません。農業委員会がこういう文書を出すという場合は、農業委員会が認めたことになりますから、そのことをよく調査しないと貸す方の人知らないで先ほど会長がおっしゃったように草が生えなければ良いと思うけれど、途中で税務署がわかり借りる方の人にとっては大変な事態が生じることもありますので、これからも農業委員会としては、貸す方の人に「納税猶予を受けています」とか、それについて良く説明をしないといけないのではないのでしょうか。
議 長	はい、事務局長お願いします。
事務局長	●●●●さんと●●●●さんの件は、農用地利用集積計画で特定貸付は認められてございます。それも税務署に届けて許可を受けております。そのかわり調整区域ですので賃借をするというかたちです。●●●●さんもこちらの土地は納税猶予を受けていますけれども税務署に特定貸付と言って農地法3条なり、農用地利用集積計画によって貸し付けますよという届出をして許可を受けています。その他の方については納税猶予の税務署の抵当はついていません。
合間委員	議案第1－5号の●●さんは貸す方が若くて借りる方が年上というのはどういうふうですか？●●さんは農家となっていますが。
議 長	14ページの事で一言いうと、お父さん、婿さんとなくなって、お母さんも一昨年くらいに亡くなっていると思うのですが、この方は勤め人なんです。ほとんど畑の話も知らない感じなんだけれども。●●さん、●●さんの件で合間委員に指摘してもらいました。
合間委員	草が生えていると周りの人に迷惑をかける。
議 長	そうですね。指導をしていきたいと思います。 合間委員、先ほどの質問ありがとうございました。 事務局長の明解な回答で解決いたしました。ありがとうございました。 他に、ご質問などなければ、採決に入ります。

なお、議案第 1－4 号については、議事参与制限により
●番●●● ●●委員に除斥をお願いします。

議案第 1－1 号の

平成 29 年度習志野市農用地利用集積計画第 2 号（案）について採
決いたします。

議案第 1－1 号について、賛成の方の同意を求めます。

賛成の方は、挙手願います。

賛成全員をもちまして、議案第 1－1 号は可決いたしました。

続いて、議案第 1－2 号の

平成 29 年度習志野市農用地利用集積計画第 2 号（案）について採
決いたします。

議案第 1－2 号について、賛成の方の同意を求めます。

賛成の方は、挙手願います。

賛成全員をもちまして、議案第 1－2 号は可決いたしました。

続いて、議案第 1－3 号の

平成 29 年度習志野市農用地利用集積計画第 2 号（案）について採
決いたします。

議案第 1－3 号について、賛成の方の同意を求めます。

賛成の方は、挙手願います。

賛成全員をもちまして、議案第 1－3 号は可決いたしました。

暫時休憩します。

（●番●●● ●●委員は除斥する。）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第 1－4 号の

平成 29 年度習志野市農用地利用集積計画第 2 号（案）について採
決いたします。

議案第 1－4 号について、賛成の方の同意を求めます。

賛成の方は、挙手願います。

賛成全員をもちまして、議案第 1－4 は可決いたしました。

暫時休憩します。

（●番●●● ●●委員は自席へ戻る。）

	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>続いて、議案第1－5号の 平成29年度習志野市農用地利用集積計画第2号（案）について採決いたします。</p> <p>議案第1－5号について、賛成の方の同意を求めます。 賛成の方は、挙手願います。 賛成全員をもちまして、議案第1－5号は可決いたしました。 ありがとうございました。 すべて可決いたしました。</p> <p>それでは、報告事項に入ります。 報告第1号の農地法第4条第1項第7号の規定による 転用届出の受理通知および 報告第2号の農地法第5条第1項第6号の規定による 転用届出の受理通知ですが、事前に配布してありますので 特別に質問等の有る方は、挙手願います。</p> <p>前回の●●の●●さんの件についてこの時間で事務局から報告をして いただきたいのですが如何ですか？</p> <p>はい、●●●さんですね、農地造成という事で●月●●日に工事完了報告書をいただきました。写真も添付してございます。それでこちらの方で確認をするという話をさせていただきました。</p> <p>それで、申請通りに行っているかどうか、後で現地調査をしたいと思えますけれども、皆さんで行くか、地区で行くか、または人数を決めて行くか、そういったことをお話ししたいと思えます。</p> <p>造成計画につきましては、あそこは●●●㎡以下という事で、市の届出だけでできてしまうという問題点がございました。通常ですと県の（許可を受ける）ほうに出せば良かったのですが、県の許可を必要としない少ない面積の申請でしたので、いろいろと皆さんにご審議いただきました。そしてまた、法律上の検討もさせていただきました。ここでこちらの現地調査についてお話ししたいと思えます。</p> <p>いずれにしても、行きたいという方は行ってもらって、「今忙しいので行けない。」と言うのであれば、地元の合間委員と葛城委員に行っていたら、私と3人で行きたいと思えます。</p>
事務局長	
議長	

事務局長	総会の日程につきましては本来4月は他市では開かれていないのですけれども、5月1日の企画委員会の後に行いたいと思います。
議 長	それで日程的に大丈夫？先方の都合もあるけれど。
事務局長	大丈夫です。
議 長	大丈夫だったら、葛城委員さんと合間委員さんよろしくお願いします。
事務局長	私のほうも文書で立ち合いの日にちと時間を周知したいと思います。
議 長	先ほども合間委員から良い意見をもらったのですが、この件についても習志野市農業委員会とすれば、このような案件は初めてですね。法律の先生からもいろいろと勉強させてもらって、事務局にはいろいろと動いてもらって農業委員会としては後ろ指刺されないような体制作りをして、しっかりガードを固めて、その中で搬出元の土を見に行ったりいろいろしました。 今後難しい問題が出てくると思いますが、皆さんの力で良い方向に進めて参りたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。ありがとうございました。 今回で荒原委員、立崎委員は総会の出席は最後となりますか。
事務局	議会の推薦の関係がございまして、5月の総会で議会からご推薦いただいた3名の方は最後ということになりますので。その手続き等については、私どものほうで議会事務局と調整をさせていただいておりますので、後ほど3名の委員の方には追ってお話をさせていただきますと思うのですが、5月は5月8日まで総会がございまして。
議 長	ありがとうございました。
事務局長	すみません。
議 長	どうぞ
事務局長	選任委員の規定につきましては、総会の承認が得られないと辞職することができません。正当な理由があることを審議していただいて

議 長	<p>辞任の同意があつて、辞任が認められたという事になります。</p> <p>はい、事務局長、ありがとうございます。</p> <p>これを持ちまして、本日の総会は終了いたします。</p>
-----	---